

# 高知大学大学院総合人間自然科学研究科教務委員会規則

平成30年1月29日  
規則第42号

令和4年3月14日規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科教務委員会規則第7条第3項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる高知大学大学院総合人間自然科学研究科教務委員会から付託された事項及び委員会個別の事項を審議する。

- (1) 教育内容改善のための組織的な研修に関する事項
- (2) 高知大学学則第63条に定める準専攻及び副専攻の開発・実施に関する事項
- (3) 学生の生活（奨学金、授業料等免除関係を除く。）に関する事項
- (4) その他教育課程、学生生活に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する者 1人
- (2) 専攻及び土佐さきがけプログラムから選出された者 各1人
- (3) 学務部長
- (4) その他研究科長が必要と認めた者

2 前項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く

ことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程教務委員会規則（平成19年規則第78号）及び高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程教務委員会規則（平成19年規則第79号）は、廃止する。

3 廃止前の高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程教務委員会及び高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程教務委員会の所掌事項に関するものは、高知大学大学院総合人間自然科学研究科教務委員会が承継する。

附 則（令和4年3月14日規則第73号）

この規則は、令和4年4月1日に施行する。